

令和8年4月改訂

# 介護人材確保対策事業 各種補助金申請の手引き

市川市介護職員初任者研修等費用補助金

市川市 福祉部 介護保険課 管理グループ

## 目次

- ・介護人材確保対策事業 各種補助金について……………1
- ・補助金交付申請手続きについて……………4
- ・対象となる介護保険サービスについて……………5
- ・補助金に係る Q & A 集……………7
- ・市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付要綱……………11
- ・記入例(申請書兼実績報告書兼請求書、就業証明書)について…16

## 介護人材確保対策事業 各種補助金について

市川市では、高齢者の介護に従事する人材を確保し、安心できる介護保険サービスを提供するため、介護職員初任者研修等の受講に要した費用や介護支援専門員の資格取得に要した費用の一部を補助しています。

### 補助内容

以下のものについて補助を行います。

(1) 介護職員初任者研修

研修費用(受講料等)の半額 50,000 円を上限として補助します。

(2) 介護福祉士実務者研修

研修費用(受講料等)の半額 100,000 円を上限として補助します。

(3) 主任介護支援専門員研修

研修費用(受講料等)の半額 29,000 円を上限として補助します。

(4) 介護支援専門員の資格取得

取得費用(受講料・受験料等)の半額 50,000 円を上限として補助します。

※(3)及び(4)の更新研修は補助対象外です。

### 補助人数

いずれも先着順、予算の範囲内で実施しております。

募集人数に達した場合は、市川市公式 Web サイトにてお知らせします。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 介護職員初任者研修    | } 計 50人程度 |
| (2) 介護福祉士実務者研修   |           |
| (3) 主任介護支援専門員研修  | 4人程度      |
| (4) 介護支援専門員の資格取得 | 12人程度     |



## 対象者

以下のすべてを満たす方

- (1) 本事業に係る申請書等を提出する日の前 2 年間に当該研修を修了した旨の証明書または介護支援専門員の資格証の交付を受けていること
- (2) 申請時に 6 か月以上継続して市川市内の同一の介護保険サービス事業所等に勤務していること

※勤務している事業所の運営法人に雇用されていることが条件となります。

また、障がい者向けサービス事業所及び一部の介護保険サービス事業所は対象外となります。詳細については、「介護人材確保対策事業 各種補助金申請の手引き」内「対象となる介護保険サービス事業所について」をご参照ください。

- (3) 市川市に納付すべき市税及び当該市税に係る延滞金を滞納していないこと
- (4) 研修に係る費用について、国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人から補助を受けていないこと

※勤務している事業所の運営法人から補助を受けた場合は、その額を控除した額が補助対象となります。

## 申請期間

令和8年4月1日(水)から受付開始

※介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修については、令和8年7月頃から開始予定となります。詳しくは市公式 Web サイトをご確認ください。

※令和9年2月26日(金)まで(必着)

## 申請方法

交付申請額にご注意ください。

以下の書類を郵便もしくは持参にて提出してください。

- ① 市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書(様式第 1 号)
- ② 当該研修の課程を修了した旨の証明書の写しまたは介護支援専門員証の写し
- ③ 本市に納付すべき市税及び当該市税に係る延滞金を滞納していないことを証明する書類(納税証明書等)
- ④ 就業証明書(様式第 2 号)
- ⑤ 補助対象経費に係る領収書の写し

※①及び②について、市公式ウェブサイトより様式をご確認ください。

※①について、交付申請額の算出方法は、「介護人材確保対策事業 各種補助金申請の手引き」内「記入例」をご参照ください。

※①に記載する電話番号は、日中に連絡がとれる番号を記載してください。

※③について、①の「添付書類省略の同意」に✓の記載があれば、提出は不要となりますので、原則として✓を記入してください。

※⑤について、原則「支払ったことがわかる但し書きのある領収書」の提出が必要となります。詳細については、「介護人材確保対策事業 各種補助金申請の手引き」内「補助金に係る Q&A 集【領収書について】」をご参照ください。

## お問い合わせ先(提出先)

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市役所第1庁舎2階  
市川市役所 介護保険課 管理グループ 宛(電話 047-712-8540)

※市川市公式 Web サイト

ホーム>分類でさがす>健康・福祉・医療>高齢者・介護>介護保険  
>市川市介護人材確保対策事業各種補助金申請のご案内  
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/4795.html>

## 補助金交付申請手続きについて

- 各種研修等を修了または資格取得  
※申請日の前2年間に研修を修了したまたは介護支援専門員の資格証の交付を受けた方
- 市川市内の同一の介護保険サービス事業所で、6ヶ月以上継続して勤務



勤務先の法人から「就業証明書(様式第2号)」を発行してもらう  
※発行後、速やかに申請してください



以下の書類を郵便もしくは持参で市川市介護保険課へ提出

- ① 市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書(様式第1号)
- ② 当該研修の課程を修了した旨の証明書の写しまたは介護支援専門員証の写し
- ③ 本市に納付すべき市税及び当該市税に係る延滞金を滞納していないことを証明する書類(納税証明書等)
- ④ 就業証明書(様式第2号)
- ⑤ 補助対象経費に係る領収書の写し

※ ③について、①の「添付書類省略の同意」に✓の記載があれば、提出は不要となります。



市川市

書類の審査

市税等納付確認  
※③を省略した場合

可否決定通知書の送付後、  
補助金の支払い

可否決定通知書・補助金の受け取り

## 対象となる介護保険サービスについて

以下のいずれかの介護保険サービスを行う市内の事業所又は施設で 6 か月以上継続して勤務した場合を対象とします。

なお、有料老人ホームについては、「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

また、共生型サービスを除く「障害者向けサービス事業所」については、対象外となります。

1	訪問介護
2	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護、介護予防訪問看護
4	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
5	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
6	通所介護
7	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
8	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
9	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
10	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
11	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
13	夜間対応型訪問介護
14	地域密着型通所介護
15	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
16	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
17	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

18	地域密着型特定施設入居者生活介護
19	看護小規模多機能型居宅介護
20	地域密着型介護老人福祉施設
21	居宅介護支援、介護予防支援
22	介護老人福祉施設
23	介護老人保健施設
24	介護医療院

## 補助金に係る Q&A 集

### ●補助要件について

Q1. 他市町村在住ですが、補助の対象となりますか。

A. 市川市内の介護保険サービス事業所(手引きに記載があるもの)を運営している法人に雇用されている方であれば対象となります。

Q2. 非常勤での勤務は、補助の対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、市川市内の介護保険サービス事業所(手引きに記載があるもの)を運営している法人に雇用されている方に限ります。

Q3. 有料老人ホームは、対象となりますか。

A. 介護保険サービス事業所(一部を除く)を対象に補助をしているため、「介護付き有料老人ホーム」のみが要件に該当します。また、勤務先の事業所の運営法人に雇用されている方を補助の対象としています。詳しくは、本手引き内「対象となる介護保険サービス」一覧をご参照ください。

Q4. 最近、研修を修了(または介護支援専門員の資格証を取得)し、市内の介護保険サービス事業所等で勤務を始めたのですが、すぐに申請できますか。

A. すぐにはご申請いただけません。事業所に就職されてから 6 か月以上継続して勤務されている方は、ご申請いただけます。

(例)2025 年 1 月 20 日から就業を開始

→ 2025 年 7 月 21 日以降、申請が可能

Q5. 過去に研修を修了(または介護支援専門員の資格証を取得)したのですが、申請できますか。

A. 申請日から起算して前 2 年間に研修を修了した(または介護支援専門員の資格証の交付を受けた)場合であれば、ご申請いただけます。

(例)2025 年 2 月 1 日に研修を終了(または資格証を取得)

→ 2027 年 1 月 31 日まで申請が可能

Q6. 前 2 年間以内に研修を修了(または介護支援専門員の資格証を取得)し、市内の介護保険サービス事業所等に6か月以上就業しましたが、現在は退職しています。この場合、補助の対象になりますか。

A. 対象となりません。申請日において、6か月以上継続して事業所に勤務していることを要件としています。

Q7. 研修(または介護支援専門員の資格取得)に係る費用について、勤務先の介護保険サービス事業所やハローワークから補助等を受けました。残りの金額について、市から補助を受けることはできますか。

A. 勤務している事業所の運営法人から補助等を受けた場合は、その額を控除した額が補助対象となります。ただし、他機関及び他制度から補助等を受けた場合は、本市補助制度の対象外となります。他機関及び他制度とは、以下のものを指します。

(例)・ハローワーク等の団体が行う制度

- ・他の地方公共団体(他市区町村及び都道府県)の自治体が行う制度
- ・教育訓練給付(国の制度)等の公的制度

Q8. 既に市川市から初任者研修の費用の補助を受けたのですが、実務者研修の費用についても補助を受けられますか。

A. 補助を受けられます。

Q9. 研修を通信制(オンライン)で受講しました。対象となりますか。

A. 対象となります。修了証明書を交付されており、申請の要件を満たしている方は、ご申請いただけます。

Q10. 研修を受講するための入学金や交通費は補助の対象となりますか。

A. 入学金や交通費などの費用は、補助の対象となりません。

対象となる費用については、以下のとおりとなります。申請書への記載の仕方については、本手引き内「記入例」をご参照ください。

● 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、主任介護支援専門員研修

・受講料(教材費を含む)

● 介護支援専門員の資格取得

・受講料(教材費を含む)

・受験料

※介護支援専門員の資格証交付申請時の手数料は対象外となります。

Q11. 研修の受講先の指定や制限はありますか。

A. 研修の受講先について、指定や制限はございません。市外で開催される研修も補助の対象となります。

Q12. 代理申請は可能ですか。

A. ご本人による申請を原則とします。特別な事情がある場合は、介護保険課までお問い合わせください。

## ●申請書類について

Q13. 申請書類の様式はどこにありますか。

A. 本手引き内「市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付要綱」にあります。  
また、市公式ウェブサイトには Word 及び PDF ファイルを添付しております。

Q14. 納税証明書を提出する必要はありますか。

A. 申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)の「添付書類省略の同意」に✓の記載があれば、提出は不要です。同意せず記載がない場合は、提出が必要となります。

Q15. 領収書が手元がない、または領収書を紛失してしまった場合、どのように申請したら良いですか。

A. 原則、研修の受講先の事業者へ領収書の再発行を依頼してください。

ただし、銀行の口座振替やコンビニ支払いにより研修費用をお支払いされた方については、当該研修の支払いを証明できる書類があれば、ご申請いただける場合がございます。一度、介護保険課までお問い合わせください。

(例)当該研修の振込証明書と修了証明書に記載されている研修生番号が照合できる場合など

## 市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護保険サービスに従事する者の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修若しくは主任介護支援専門員研修の課程を修了した者又は介護支援専門員の資格を取得した者であって、6月以上継続して同一の介護保険サービス事業所等に勤務しているものに対し、予算の範囲内において、市川市介護職員初任者研修等費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修をいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施する研修をいう。
- (3) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する研修をいう。
- (4) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (5) 介護支援専門員実務研修受講試験 介護保険法第69条の2第1項に規定する試験をいう。
- (6) 介護支援専門員実務研修 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修

をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 第6条第1項の申請書兼実績報告書兼交付請求書(以下「申請書等」という。)を提出する日前2年間に、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修又は主任介護支援専門員研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付(再交付を除く。)を受けた者

イ 申請書等を提出する日前2年間に、介護支援専門員の資格を取得した者

(2) 申請書等を提出する日において、6月以上継続して同一の介護保険サービス事業所等(アに掲げるサービスの事業を行う事業所又はイに掲げる施設であつて、市内に存するものをいう。)に勤務している者であること。

ア 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は介護予防支援

イ 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院

(3) 申請書等を提出する日の属する年度の前年度及び当該年度の本市に納付すべき市税及び当該市税に係る延滞金を滞納していないこと。

(4) 国、他の地方公共団体又は独立行政法人から次条各号に掲げる経費に係る補助その他相当の反対給付を受けない給付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

(1) 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、主任介護支援専門員研修及び介護支援専門員実務研修の受講料(教材費(各研修の受講に必要な教材で

あって、市長が認めるものに限る。)を含む。次条において同じ。)

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額から、第3条第2号の介護保険サービス事業所等を運営している者による補助対象経費に係る補助その他相当の反対給付を受けない給付を受けることができる場合にあってはその給付の額を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が零を下回るときは零とする。)とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 介護職員初任者研修の受講料 50,000円

(2) 介護福祉士実務者研修の受講料 100,000円

(3) 主任介護支援専門員研修の受講料 29,000円

(4) 介護支援専門員の資格の取得に要する経費 50,000円

(交付の申請等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書(様式第1号)とする。

2 申請書等は、規則第13条の補助事業等実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

3 申請書等の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号アに該当する者にあつては当該研修の課程を修了した旨の証明書の写し、同号イに該当する者にあつては介護支援専門員証の写し

(2) 第3条第3号に掲げる要件を満たすことを証する書類

(3) 就業証明書(様式第2号)

(5) 補助対象経費に係る領収書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項第2号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認

することができるときは、申請書等を提出した者の同意を得て当該書類の提出を省略させることができる。

5 申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(決定の通知等)

第7条 規則第6条の規定による通知は、市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書(様式第3号)により行うものとし、規則第15条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助金の交付を可とする旨の通知をしたときは、速やかに、補助金の交付を申請した者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付要綱の規定は、平成30年9月18日以後の申請に係る市川市介護職員初任者研修等費用補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市介護職員初任者研修等費用補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市介護職員初任者研修等費用補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る市川市介護職員初任者研修等費用補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市介護職員初任者研修等費用補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

## 記入例について

### 注意事項

#### (1) 記入にあたって

- ・鉛筆やシャープペンシルのような消えるものではなく、ボールペン等でご記入ください。
- ・誤った記載をしてしまった場合、原則、記入し直してください。特に、**金額に関する事項及び振込先については、二重線による取り消しができませんので、初めから記入し直してください。押印による訂正も無効です。**
- ・申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)については、ご自身でご記入ください。
- ・就業証明書(様式第2号)については、勤務している事業所の運営法人の方による記入及び押印が必要なものとなります。発行後は速やかに申請してください。

#### (2) 交付申請額の算出方法について

各費用の**半額**を上限として、1,000 円未満を切捨てにした額が交付申請額となります。

A) 受講料 86,400 円かつ教材費 5,000 円の場合

- ①  $86,400 \text{ 円} + 5,000 \text{ 円} = 91,400 \text{ 円}$   
↓
- ②  $91,400 \text{ 円} \times 1/2 = 45,700 \text{ 円}$   
↓
- ③ **45,000 円**(= 交付申請額)

B) A の経費で勤務している事業所の運営法人から研修に係る補助金 30,500 円を受け取った場合

- ①  $86,400 \text{ 円} + 5,000 \text{ 円} = 91,400 \text{ 円}$   
↓
- ②  $91,400 \text{ 円} \times 1/2 = 45,700 \text{ 円}$   
↓
- ③  $45,700 \text{ 円} - 30,500 \text{ 円} = 15,200 \text{ 円}$   
↓
- ④ **15,000 円**(= 交付申請額)

※上限額については、以下のとおりです。

- ・介護職員初任者研修……………50,000 円
- ・介護福祉士実務者研修……………100,000 円
- ・主任介護支援専門員研修……………29,000 円
- ・介護支援専門員の資格取得……………50,000 円

#### (3) その他

初任者研修及び実務者研修のセット講座を受講された場合は、それぞれの研修ごとに申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)を作成のうえ、提出してください。

### 記入方法

次頁参照



令和8年8月1日

市川市長

就業証明書

設置法人

- 名称 株式会社〇〇〇〇〇
- 所在地 市川市南八幡□-□-□
- 連絡先 047-△△△-〇〇〇〇
- 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

事業所

- 事業者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 名称 〇〇〇デイサービス
- 所在地 市川市南八幡〇-〇-〇
- 連絡先 047-□□□-〇〇〇〇
- 管理者氏名 □□ □□ 管理者印

市川市介護職員初任者研修等費用補助金の交付の申請に当たり、下記の者について下記のとおり証します。

記

下記に記載される者は

令和6年2月1日から当事業所で雇用していることを証し

また、本事業所は、下記の記載される者に対し、

- 介護職員初任者研修の受講料
- 介護福祉士実務者研修の受講料
- 主任介護支援専門員研修の受講料
- 介護支援専門員実務研修受講試験の受験料
- 介護支援専門員実務研修の受講料 （各受講料に）

に係る補助その他相当の反対給付を受けない給付として、

\_\_\_\_\_ 円の給付をした、又はすることができること

給付をしないこと \_\_\_\_\_ を証します。

雇用されている者	氏名	市川 太郎
	住所	市川市八幡〇-△-□
	電話番号	047-〇〇〇-□□□□
	従業者の種別	介護職員
	常勤・非常勤の別	<input type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤

**勤務先の事業所から当該費用に係る支給がある場合は、金額をご記入ください。無い場合は「給付をしないこと」にチェックをお願いします。**

**※その他、介護支援専門員等である場合はそのように記載**

記載者 職・氏名（ 総務      △△ △△ ）

< お問い合わせ先 >

市川市 福祉部 介護保険課 管理グループ

〒272-8501

市川市八幡1-1-1(市役所第1庁舎 2階)

電話 047(712)8540(直通)

FAX 047(712)8733